

28.2.5
議員協議会室
健康福祉部 保険課

平成27年度第2回松本市国民健康保険運営協議会 議事録

○保険課課長補佐

開会の宣言

○健康福祉部長挨拶

皆さんこんにちは。健康福祉部長の丸山 貴史と申します。

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。本日は大変お忙しい中、松本市国民健康保険運営協議会にご出席いただきありがとうございます。

平素より国民健康保険事業の円滑な運営、また、それぞれのお立場で市政全般にわたりましてご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

さて、国保連が管理する健診・医療・介護の情報を利活用いたしまして、保健事業実施計画(データヘルス計画)案がようやく作成できました。本日、委員の皆様にご審議いただきまして、率直なご意見を頂戴したいと思います。今後、この実施計画に基づいた疾病予防や健康づくりに向けた取り組みを実施していきたいと考えております。

また、国民健康保険事業につきましては、昨年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、27年度から公費投入により財政基盤を強化することとされています。

しかし、本市でも被保険者数は減少し、(対して)被保険者の高齢化ですとか高度医療等により一人当たりの保険給付費は増加しており、近年に無い厳しい財政状況となっております。負担の公平性に基づく適正な保険税の収納に重点を置きまして、また皆様方のご指導をいただきながら、よりよい運営になるよう努めてまいりますので、よろしくご指導の程お願い申し上げます。

本日は、保健事業実施計画(データヘルス計画)の他、財政状況、及び、保健事業等について、ご説明申し上げますこととしておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げますご挨拶とさせていただきます。

○保険課課長補佐

では、会長お願いいたします。

○会長

皆さんこんにちは。お寒い中、ご参席を頂きまして、ありがとうございます。国保を取り巻く大変厳しい状況は、今、健康福祉部長さんからご挨拶いただいたとおりだと存じます。前回もお話申し上げたと思いますが、国民健康保険は社会保障の根幹を成すものであり、私ども自身が松本市の国保がいい状況となるよう、行政と手を携えて知恵や力を出し合っていかなければならないと深く思っております。

厚生労働白書の平成 27 年版というのが出ておりますが、人口減少社会を考えるという標題がありまして、そのサブタイトルが「希望の実現と安心して暮らせる社会を目指して」ということになっております。人口減少及び高齢化が進んでおり、松本市も同様であるのはご存じのとおりでございます。国民健康保険が大変な状況に置かれており、その再生の道を探ろうという、そんな本も出ております。「国保はどこへ行く～再生への道を探る～」というタイトルでありますけれども、私どもも、松本市の国保を大切にしていかなければいけないということを益々感じます。

本日は、厳しい財政状況につきましてもご説明があるようでございます。また、既に事前に資料を送付いただいておりますので、お読みいただいた上で出席いただいているという前提で、急ぐ訳ではございませんが、1 時間程度を目途として会議を進めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○保険課課長補佐

ありがとうございました。続きまして、本日出席いただきました委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

～委員から自己紹介～

ありがとうございました。続いて、事務局の自己紹介をさせていただきます。

～事務局から自己紹介～

○保険課課長補佐

議事に入りますが、その前に資料の確認をお願いしたいと思います。

それでは只今から議事に入ります。松本市国民健康保険運営協議会規則第 4 条第 2 項の規定により、会長が議長を務めることとなっております。会長よろしくお願いたします。

○会長

それでは只今から議事に入らせていただきます。会議に先立ちまして、本日の出席者、委任状の数等を事務局からご報告いただければと思います。

○事務局

出席いただいた委員数を報告させていただきます。本日は 20 名の委員の皆様にご出席いただきまして、委任状提出の方が 1 名となっております。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。会が成立しておりますので、早速議事に入らせていただきます。お手元の資料をご覧いただきながら進めたいと思います。協議事項第 1 号「松本市保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）について」保険課長からお願い申し上げます。

○保険課長、保険税担当課長

協議事項第 1 号「松本市保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）について」説明

○会長

ありがとうございました。大変膨大な資料をまとめられたことに敬意を表したいと思います。では、委員の皆様方ご提言、ご意見をよろしくお願い致します。

○A委員

歯科医師会のAでございます。趣旨はよく分かりましたが、歯科関係のことが全く入っていないのですが、どういうことでしょうか。

○健康づくり課課長補佐

データヘルスに織り込む内容に関しまして、本編の3頁をご覧くださいと思いますが、こちらのデータヘルス計画の位置付けとありますが、中段に主な疾病ということで、いわゆるメタボリックシンドロームの予防の観点から、肥満を中心とした生活習慣の病気（の予防）が中心となっております。データヘルスの場合は、そこにCOPDやガンが一部加わっておりますが、主には健康づくり計画の中で歯科関係は計画させていただいており、（今回の計画の中では）歯科関係は入っておりません。

○A委員

ご説明ありがとうございました。ただ、慢性的な疾患ということになると皆さんもご存じだと思いますが、歯周病は全人類の8割以上罹患していると言われる病気でありまして、それが糖尿病や全身疾患と非常に関係があるというデータが出ておりますので、できますれば、こういう計画があれば歯科も参画させていただければと思います。

○会長

健康づくり課長さん、お答えよろしいですか。

○健康づくり課長

保険課と一緒にこのデータヘルス計画に携わらせていただいております。今、A先生のご指摘の部分、早速データの方を確認しますし、また、先程、課長補佐が申しあげましたように、健康づくり計画の中では、子供の時からの歯の健康について項目がございますので、そちらの方で入れていきたいと思っております。ありがとうございます。

○会長

A委員、今のお答えでよろしいでしょうか。ご納得いただけましたでしょうか。他にありますか。

○B委員

松本医療センターのBと申します。3頁のところの心の健康というのがあるのですが、メンタルヘルスやセルフチェックといったものもあり、うちの病院も今年からやるようになってはいるのですが、データのものを中々出せない難しさもあると思っておりますが、心の健康について具体的に何かありますか。

○保険課長

今回のデータヘルスは、初めて客観的に全国における各市町村の位置を測り知るのが大きな目的と考えております。平成30年が第2期(計画)のスタートの予定ですが、そこからまた一步踏み込んだものが厚生労働省から示されるものと考えております。今回はとりあえず、心の健康は進めていないのが現状でございます。

○B委員

この資料は病院に勤務する者にとっては大変参考となると思っております。

○会長

他にございますか。それでは大変恐縮ですが、B委員さんからお一人ずつ、ご意見・ご提言がありましたらいただきたいと思っております。

○B 委員

うちの病院ですが、出前講座を色々と整形等やっておりますので、要望があれば会社でもどこへでも行きますので、そういったことを健康づくりのために役立てていただければと思います。

○C 委員

特にありません。

○D 委員

計画の概要をご説明いただいたんですが、松本市のいい所、悪い所の分析が出来ていて、そこに特化してこれから計画を実施されていくと思いますが、よく分析が出来ていると思います。

○E 委員

具体的な病名がしっかり出ていて良いと思います。

○F 委員

特にありません。

○G 委員

平均寿命が長い、長いと言われていますが、やはりこういう資料をみさせていただいた時に、健康寿命の難しさ、一人一人の生活態度といったことを意識していかないと病気になってしまうと感じました。

○H 委員

資料をみまして、松本の状態が県とか国に対してどんな状態かということが分かりました。

○I 委員

特にありません。

○J 委員

今日いただいた資料をみまして、非常に分かり易くて、私たちが身近に感じていることだと思います。男性にメタボリックが多いということですが、会社等でも健康診断をしてメタボに対していつまでに改善という健康に対して取り組んでいる話を聞いたことがあります。非常に参考になりました。

○K 委員

今説明を聞いて分かったような気もしているのですが、松本市国民健康保険特定健康診査等実施計画、松本市保健事業実施計画（データヘルス計画）、松本市健康づくり計画スマイルライフ松本 21 と 3 つも計画があるんですね。こういった計画は当然整合性がとられていると思うのですが、松本市の健康づくりという面での大きな計画が 1 つあれば皆さん分かり易いのではないかと思います。行政はそれぞれの法律に基づいて計画を作るのは分かりますが、同じような計画がいくつもあっては分かりにくいかなと思います。先程、歯科医師会の方から歯科のことについて載っていないというお話もありましたが、やはり、そういうものも引っ張りだして一つの計画に載せることが健康づくりの指針になるのかなという気がしますので、検討をしていただければと思います。本編の 1 頁に平成 30 年度に「第 2 期データヘルス計画」と「第 3 期特定健診等実施計画」を一体的に策定しますと記載がありますので、評価したいと思います。

○L委員

健康保健事業実施計画の中に若い世代の受診率が低いということが表れております。確かに、特定健診に行きますと、若い人をあまり見かけないです。若い世代の方はおそらく職場で健康診断をやっておられるので見かけないということかと思いますが。

また、その他に、「地区単位の健康課題解消を進めます」とあります。特定健診をやった時に各地区ごとのデータを出していただき、地区単位の健康課題ということで表したら、「もっと受けましょう、受けましょう」ということで、大勢の方が受けていただけるんじゃないかと思います。

○M委員

このように数値で把握されて、市の状況も加えられて、まだ試作というお話もありましたが、大変素晴らしいことだと思います。これがメンテされていくと（さらに）立派なものになると思います。どうか丁寧に進めていただければと思います。

○N委員

皆さんおっしゃられているのですが、非常に細かく数字を出していただいて、今の松本市の現状がよく把握されていると思います。高齢者の方が受診率が良く、若年者の受診率が悪いという部分もあるのですが、地区によっては高齢者の受診率が非常にいいということもあるようで、市から地区ごとの受診状況という表も出ておりますので、地区の結果も見比べながら、自分の地区のことを考えていくのも非常に良いことと思います。このように細かい数字を出して頂くのはご苦労もあったと思います。ありがとうございました。

○O委員

素晴らしいデータありがとうございます。概要版等は医師会にも報告したいと思えます。改善の短期的な目標と中期的な目標、短期的な目標は健診の受診率等でこれからも継続的に行っていくものですが、中期的な目標、3年間目標ですが、既に着手しているものもございまして、薬局等で行う糖尿病の重症化予防等、具体的にスタートしているものもございまして、3年という直ぐですので、評価・実績があげられるように進めていただければと思います。

○P委員

松本市の場合は信大を始めとして、相澤病院、国立病院さんを含めて病院が17ありまして、非常に医療が充実しているということで、このデータも他の地区よりかなり悪いということなんですけれども、医療レベルが高いということもありますので、そういうことも差し引いて、軽症の人も皆見つけてしまうということもありますので、このままこのデータを信用するのは早いかなと思います。

もう一つ特定健診とKDBのデータの整合性をどこかでとっていかなければならないということもございまして、また大変な作業だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

○Q委員

先程、A委員のお話もありましたが、丁度昨日、東大のS医学部教授がみえまして、その先生は昔信大の循環器にお勤めいただいたと言うことで、歯周病と全身疾患という形で講演をいただいたんですね。そのお話の中で、健康寿命を訴えられているけれども、

実際は松本市は長野県の中で寿命はそう長くないと。(そこで)松本市は何がいけないのかとデータを色々と調べてみたけれど、どうも循環器系が問題ではないかのご指摘を頂きました。S先生の研究結果では、本来、脳血栓とか心臓もそうですけど、血栓の中に歯周病菌を実際に発見したということで、これは是非、歯周病を撲滅することで、循環器系の疾患というものは減るのではないかというお話でした。松本市にもお世話になったので、丁度、後輩の方が信大の循環器のT講師、この4月から教授になられるとのことですが、連携をとって、是非、データとして調べて健康寿命を唱えられている松本市に恩返しをしたいというお話がありました。是非、こういう素晴らしいデータがございまして、歯科の方も入れていただきたいというのはそういうこととございます。

○会長

A委員はよろしいでしょうか。では最後、R委員さんお願いします。

○R委員

薬剤師会では、先程来からお話があります、糖尿病性腎症重症化予防ということで、薬剤師が関わって取り組んでいるところとございます。このような数値で目に見える状態が出てまいりますので、そんな中、事業を通してしっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、松本市が全国の市の見本になるような形でこの計画が成り立てばと思います。

○会長代理

今回のデータについては非常に重要で、私たち一人一人が目にするのが大切だと思います。先程、L委員さんがおっしゃっていたように、地区ごとに見えるような形にすることで、より私達が自分のこととして捉えられるようになっていくと、大変素晴らしいものになっていくと思います。

それから、P委員さんがおっしゃっていたように、データ自体が平均との比較になっておまして、平均値を求めていくのか、より低いところを目指していくのが松本市としての計画なのか、松本市として目指すところが見えてくることも重要と思っておりますので、是非、このデータを活用して頂ければと思います。

○会長

いただいたご意見について、保険課長よろしいですか。

○保険課長

それぞれのお立場でご意見を頂戴し、ありがとうございます。KDBシステムについてでございますが、初めて松本市がどこにいるのかというのが発見できたかなというのと、発展途上でございまして、これから毎年データが蓄積して、3年後ですとか、どのように変化したか分かるような形になっております。

その上で、先程ご意見を頂戴しましたが、35地区の皆さんに分かっていただくような資料を作るという部分も非常に重要なところでございます。私ども保険課は実働部隊の保健師を抱えておりませんが、そういったところは健康づくり課と連携しまして地区活動に繋げていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

また、歯科についても当然取り入れていく部分もございまして、よろしくお願い申し上げます。

○健康づくり課長

先程、B委員さんとK委員さんから戴きました、他の計画との関連性についてご説明

させていただきたいと思えます。

先程申しあげましたが、このデータヘルス計画は、国保の皆様の特定健診と特定保健指導の結果がメインとなっております。今後は松本市民の皆様の健康づくり計画というのがスマイルライフ松本 21 というのがありますので、市民の皆様全体の計画は、「心」も先程の「歯」のことも入っておりますので、そちらの方で十分検討していきたいと思えますので、よろしく願い申しあげます。

○会長

ご意見、ご提言をいただき、ありがとうございました。只今、保険課長さん、健康づくり課長さんからそれぞれお答えをいただきましたので、この第1号議案については了承ということで集約させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

～異議なし～

それでは報告事項に入っていきたいと思えます。

報告事項第1号について、事務局から説明をお願いします。

○保険課長

報告第1号「松本市国民健康保険特別会計の財政状況について」説明。

○会長

ありがとうございました。只今、ご説明いただき、大変厳しい状況ということでございます。ご質問あるいはご提言をお願いします。

～質疑なし～

保険課長から補足の説明はありますか。

○保険課長

駆け足でご説明させていただきましたが、給付費を減らして収支均衡を図るという形をとっております。いずれにせよ、28年度に財政的な対応が必要となってまいりますので、私どもも、これから決算を見込して財政見通しを立てながら、どのようにしたらいいかご協議させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○会長

只今ご説明のとおりでございます。○委員さんいかがですか。

○委員

説明のとおり、平成30年に国保の財政が県へ移行とのことですが、赤字になっても県へ移行するから良いという考え方をするのか、どのような姿勢で臨まれるのか、どんな形で移管するのか教えていただければと思えます。

○保険課長

財政の責任は県へ移行されますが、市町村がそれまで抱えていた資産、負債については、県は吸収してくれません。それぞれ市町村が抱えたまま国保を運営していくという形は変わりありません。ですので、実際問題として、負債を抱えたまま移行するのは好ましくないと思っておりますが、その辺はまたご協議いただくことになろうかと思えます。

○会長

○委員さんよろしいでしょうか。それでは只今の報告事項はご承認いただけますでしょうか。

～異議なし～

報告事項第1号は承認としたいと思います。

続いて報告事項第2号をお願いします。

○保険税担当課長

報告第2号「国民健康保険制度の制度改正等について」説明。

○会長

ありがとうございました。

只今ご説明をいただきましたが、ご質問・ご意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

～質疑なし～

それでは第2号議案でございますが承認とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

～異議なし～

続いて報告事項第3号について事務局からお願いします。

○保険課長

報告第3号「保健事業（特定健診の実施）について」説明。

○会長

ありがとうございました。

12頁にあります健診データの提供依頼ですが、いい返事はもらえていますか。

○保険課長

個別に対応しておりますので、契約を結びまして提供いただく形になっております。

○会長

特定健診の現況についてですが、これは受診率をアップすることで、それぞれの方の健康保持につながりますが、さらに国保の財政についても大いに響いてくることですので、受診率アップについていいお知恵・提言等がございましたらお願いします。

○委員さんいかがでしょうか。

○○委員

27年度の受診率が少し下がっておりますが、質のいいものを提供して受診していただくことが必要かと思ひます。受診結果のご報告の仕方とか細かいことでも変化してくるかと思ひます。

27年度に（受診率が低下した）分析のようなものはありますでしょうか。

○保険課長

年度途中ですので、月別ですとか詳細については、これから分析したいと思います。

○会長

それでは報告事項第3号については承認としてよろしいでしょうか。

～異議なし～

では、第3号議案は承認としたいと思います。

協議事項・報告事項は終了しました。ご意見・ご提言ありがとうございました。それではお手元に医師会の○委員さんから提供いただいた資料がございますので、ご説明いただきたいと思います。

〇〇委員

厚生労働省が発行している「死亡診断書(死体検案書)記入マニュアル」の改定という文章をお配りしてありますので、少しだけお話させていただきます。死亡診断書の作成は医師がすることですが、地域包括ケアや在宅医療の看取りに関連して重要なことだと思いますのでご説明させていただきます。

改定の内容についてですが、「外因による死亡またはその疑いのある場合には、異状死体として 24 時間以内に所轄警察署に届出が必要」と「法医学的異状」については日本法医学会が定めている「異常死ガイドライン」等も参考にしてください。」を削除したのですが、これは医師法の 21 条に異状死体等の届出義務というのがあるのですが、本当は必要でないにも関わらず警察が介入する場合があったのを除いたものです。

次に医師法の 20 条に無診察治療等の禁止があるのですが、その但し書き「但し、診療中の患者が受診後 24 時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。」について、丁寧な解説がされました。在宅等で亡くなられた場合に医師が立ち会っていないと警察に届けなければならない、これは×なのですが、また、死亡診断ができなくて死体検案書になってしまうといった、これも×なのですが、そういう場合は夜中に亡くなられたら翌朝にでも掛かりつけの医師等に連絡をとって死亡診断書を書けば、警察等が介入する必要は全くない訳です。これまで医師にも誤解があったその辺が非常に明瞭に示されました。

〇会長

ありがとうございました。いただいた資料の 4 頁の図解をご覧くださいと分かりやすいかと思います。

それでは、事務局から今後の予定についてお願いします。

〇保険課長

長時間に渡るご審議ありがとうございました。先程お話しさせていただきましたが、平成 27 年度の決算を踏まえた上で、収支見通しを私どもで立てまして、28 年度の歳入不足にどう対応していくかということをご協議いただきたいと思います。概ね大勢が判明するのは 4 月中旬以降となろうかと思っておりますので、次回は 4 月後半から 5 月上旬に招集させていただきたいと思います。是非ご参集をいただきましてご意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

〇会長

只今ご説明いただいたとおりであります。大変高出席率で参加いただいて、ご熱心にご提言等いただきました。お礼を申しあげたいと思います。

〇保険課課長補佐

個人番号の提供についてお願いをさせていただければと思います。個人番号の提供書、個人番号の提供範囲ということでお配りしております。

平成 28 年 1 月 1 月からは個人番号の提供をいただいて源泉徴収を作成した上で、税務署へ提出することとなりましたことから、個人番号の提供をお願いしたいと存じます。

他の課から提供依頼があり、ご提供いただいた場合は不要となりますが、他の課へ提供してある方は手を挙げていただければと思います。

お出しいただく際は、個人番号提供書にご記入いただいた上で、運転免許証のコピー

をおとりいただいて、返信用の封筒で返していただければと思います。よろしくお
申しあげます。

○保険課長

長時間に渡りご審議いただきありがとうございます。本日はデータヘルス計画に対
するご意見を賜りましたので、これから計画に取り入れて参りたいと思っております。

国民健康保険の財政状況につきましては説明がちょっと不足だったかもしれませんが、
非常に厳しい状況であることは変わりございません。30年に財政の責任主体が県に移行
いたしますが、国保運営協議会は市町村でも運営していくことは決まっております。詳
細につきましては皆様にご相談しながら今後も進めて参りたいと思っておりますので、是非よ
ろしくお申しあげます。本日はありがとうございます。

○保険課課長補佐

大変お疲れ様でございました。これをもちまして平成 27 年度第 2 回松本市国民健康
保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。